

令和 7 年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業 実 施 要 領

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

地球温暖化防止対策のためのCO2を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環としてアイドリングストップ励行を支援するため、アイドリングストップ支援機器の普及を図る。

2. 予算額

50 百万円

3. 助成対象機器

助成対象とする機器等は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次に掲げるものとする。

- (1) エアヒーター
- (2) 車載バッテリー式冷房装置

4. 助成額

- (1) 全ト協助成額

車両 1 台につき対象装置ごとに機器の取得価格の 1 / 2 (上限 6 万円)

- (2) 都道府県ト協助成額

別途地方協会が定める。

※ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては、全ト協の助成金を交付しない。

5. 各都道府県ト協への助成金交付限度額

交付要綱第 3 条第 2 項に定める交付限度額は、別添 1 「令和 7 年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業協会別交付限度額」とする。

6. 実施期間

本助成事業の実施期間は、令和 7 年 4 月 1 日から各都道府県トラック協会が定める日までとする。

7. 留意事項

(1) 助成対象機器について（交付要綱第2条関係）

別紙「アイドリングストップ支援機器一覧」に記載のある装置を助成対象とする。対象装置の追加・変更・廃止等が生じた場合は、全ト協で取りまとめた上で各都道府県トラック協会に連絡する。

(2) 導入方法について（交付要綱第3条関係）

買い取り（一括、割賦）、リースいずれについても会員事業者が、令和7年度に事業用貨物自動車用に新たに導入した機器（中古品・レンタル品を除く）について助成対象とする。なお、リースの場合であっても助成金については、各協会へ交付する。

(3) 助成額について（交付要綱第3条関係）

全ト協の助成は機器の取得価格の1／2以内の額（上限6万円）とする。なお、取得価格に消費税は含まない。取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

また、装置の取得価格が車両全体の価格に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該装置搭載車両の販売会社へ、装置取得価格のわかる書類の発行を依頼するよう求めること。

(4) アイドリングストップ支援機器装着の確認について（交付要綱第3条関係）

各都道府県トラック協会においては、アイドリングストップ支援機器を装着したことが確認できる書面、当該機器のみの領収証などを取得すること。

(5) 実績報告書の提出について（交付要綱第4条関係）

交付要綱第4条の別に定める期日は毎月末日とする。また、別に定める実績報告書は、様式1の「アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）とする。

なお、別途、「アイドリングストップ支援機器導入内訳書」（様式1－2）を全ト協担当者あてにメールで送付すること。この場合、確認書類の添付は求めないが、各都道府県トラック協会においては領収証、リース契約書、割賦販売契約書など導入したことが確認できる書類を取得しておくこと。

以上